

## 障害者総合支援法に基づく支給決定の誤りについて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定するサービスの利用者は、各区役所高齢・障害課において法令に基づく支給決定を受け、障害福祉サービス事業所は、その支給決定に基づき利用者へサービスを提供し市へ給付費の請求を行います。

このたび、障害福祉サービスの一部において、利用者 37 名分の支給決定が適切に行われていないことが判明し、対象者に対しては受給者証の差し替え等、対象事業所に対しては合計約 879 万円の給付費の追加支給等が必要となりましたので御報告いたします。

なお、対象者及び対象事業所に対しましては、お詫びと、本件の詳細を御説明するとともに、今後の必要な手続きなどについて丁寧に御案内し、一定の御理解をいただいたところでございます。

### 1 概要

令和 3 年度の国の報酬改定において「重度障害者等包括支援」の対象者要件の見直しが行われましたが、「重度障害者等包括支援」の対象者要件を満たす者に認められる加算について、見直し前の要件のまま利用者 37 名の支給決定が行われ、合計 36 か所の事業所に対し適切に加算が支払われていないことが判明しました。

<参考>令和 3 年度の改定内容（「重度障害者等包括支援」の対象者判定基準）

認定調査項目「1 群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」な場合に認定

※下線部が令和 3 年度改定における追加項目

### 2 対象となる加算

本件により、支給決定が行われていなかった加算については、以下のとおりです。

- ① 重度訪問介護（特に重度の障害者に対する加算）
- ② 短期入所（重度障害者支援加算 I）
- ③ 共同生活援助（重度障害者支援加算 I）

### 3 支給決定漏れが発生した原因等

一部の区役所において、支給決定内容をチェックする表で確認していたところ、支給決定の内容に誤りがあることが令和 8 年 1 月 28 日（水）に判明しました。

主な原因としては、令和 3 年度の報酬改定の内容が、障害福祉課で作成するマニュアルに反映されていなかったこと、また、改定に関する国資料や通知等を事前に区役所に送付していましたが、改定内容の周知が十分でなかったことによるものです。

令和 8 年 3 月 27 日（金） 【障害福祉課】 調査対象者リストを各区に送付し対象者抽出を依頼

令和 8 年 4 月 30 日（木） まで 【区役所】 対象者を確定し障害福祉課へ報告

令和 8 年 5 月 21 日（木） 【障害福祉課】 対象者の給付データを各区に送付

令和 8 年 5 月 21 日（木） 以降 【障害福祉課】 事業所への状況説明、各区への情報提供

【区役所】 支給決定修正、受給者証差し替え

令和 8 年 6 月 10 日（水） まで 【障害福祉課】 事業所からの過誤再請求に基づく追加支給手続き

#### 4 利用者への対応について

現時点も制度利用を行っている利用者 13 名に対しては、支給決定の内容を表示する受給者証について、正しい内容に修正したものとの差し替えを進めております。

なお、給付費に加算が追加されることに伴い、利用者が負担する給付費の 1 割相当額も増額となるため、令和 3 年度の改定時まで遡り、利用者負担額を確認したところ、過去に支給決定を受けていた 2 名については、追加での負担（2 名分で約 230 円と約 550 円）が生じることが判明しましたので、利用事業所と調整し、利用者負担額の追加請求の御案内等を行うこととしております。

#### 5 事業所への対応について

誤った支給決定を受けた利用者を受け入れている事業所 36 か所に対しては、追加支給となる加算も含めた給付費合計約 879 万円の追加支給に伴う請求について、必要な手続きを進めております。

#### 6 対象者数・対象事業所数及び影響額

	重度訪問介護	短期入所	共同生活援助	小計	計(重複除外)
川崎	2	2	1	5	4
幸	0	1	0	1	1
中原	3	4	0	7	7
高津	3	3	0	6	4
宮前	2	11	0	13	12
多摩	5	3	0	8	7
麻生	2	0	1	3	2
全市	17	24	2	43	37

※「計(重複除外)」は複数サービスを利用している場合、1人として計上。

	重度訪問介護	短期入所	共同生活援助	計
川崎	2,306,849	197,280	653,788	3,157,917
幸	0	24,660	0	24,660
中原	68,499	213,172	0	281,671
高津	134,234	375,928	0	510,162
宮前	156,163	466,896	0	623,059
多摩	2,911,629	124,396	0	3,036,025
麻生	860,841	0	288,316	1,149,157
全市	6,438,215	1,402,332	942,104	8,782,651

	重度訪問介護	短期入所	共同生活援助	小計	計(重複除外)
川崎	6	4	1	11	11
幸	0	2	0	2	2
中原	6	2	0	8	8
高津	3	3	0	6	6
宮前	5	6	0	11	11
多摩	5	4	0	9	8
麻生	2	0	1	3	3
小計	27	21	2	50	49
全市 (重複除外)	22	13	2	37	36

※「計(重複除外)」は複数サービスを提供している場合、1か所として計上。

※「全市(重複除外)」は複数の区の利用者にサービスを提供している場合、1か所として計上。

#### 7 再発防止策

- ・支給決定の処理について、各区役所高齢・障害課の取扱いに齟齬が生じないよう、健康福祉局及び各区役所高齢・障害課が共同して、全市統一のチェック表を作成し、対応してまいります。
- ・今後、国の報酬改定等が行われる際は、健康福祉局と区役所の双方で改定に係る資料の精査を行い、改定内容を適切に、マニュアル及び統一チェック表に反映させてまいります。

(問合せ先)

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 泉

電話番号 044-200-2656 (内線33801)